

# 重要事項説明書

チューリッヒ少額短期保険株式会社

以下、「スマホ保険」に関する重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」など）についてご説明します。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。なお、本重要事項説明書は、PDF形式で閲覧に供します。

**契約概要** ……保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ……ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。このご説明は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細についてはチューリッヒ少額短期保険株式会社（以下「当社」とします）ウェブサイトのウェブ約款（[https://www.zurichssi.co.jp/wp-content/themes/zurich/download/device/policy\\_clause\\_v1.pdf](https://www.zurichssi.co.jp/wp-content/themes/zurich/download/device/policy_clause_v1.pdf)）をご参照ください（紙約款はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。）。

## 1 契約締結前におけるご確認事項

### （1）商品の名称、仕組み

① 商品の名称…**契約概要**

「スマホ保険」（正式名称：費用保険）

この保険は、費用保険普通保険約款に補償に関する特約と保険証券不発行特約を自動付帯します。（お申込みの補償プランによって、付帯される補償に関する特約は異なります。）

② 商品の仕組み…**契約概要** **注意喚起情報**

この保険は、保険の対象であるスマートフォンに外装破損・汚損、水濡れ、故障、および盗難が生じたことにより、被保険者が負担された修理費用や再取得費用に対して保険金をお支払いします。

※お申込みの補償プランによっては、対象となる事故は異なります。

補償プラン	破損・汚損	水濡れ	故障	盗難
安心プラン	○	○	○	○
基本プラン	○	○	○	—
お手軽プラン	○	○	—	—

☞補償に関する特約：修理費用等補償特約（破損・汚損）、修理費用等補償特約（水濡れ）、修理費用等補償特約（故障）、  
盗難補償特約

③ 対象端末…**契約概要** **注意喚起情報**

（ア）被保険者が所有または使用し、正常に全機能が動作するスマートフォンで、次のいずれかに該当するスマートフォンに限ります。（賃貸業者から借り入れたものは除く）

- ・無線通信が可能なもの
- ・日本国内で販売されたメーカー（注1）純正の製品であり、かつ、「技適マーク（注2）」が表示されるもの
- ・移動体通信事業者（注3）により日本国内で販売された製品

（イ）次のものは、対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。

- ・対象端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカードなど
- ・対象端末の充電器、ACアダプター、付属ケーブルなどの付属品
- ・イヤフォン、カバーケースおよび液晶保護フィルム
- ・対象端末に保存されたデータ（注4）

- (注1) 日本のメーカーの他、日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。
- (注2) 電波法(昭和25年法律第131号)で定める技術基準に適合している無線機であることを証明するマークをいいます。
- (注3) 仮想移動体通信事業者を含みます。
- (注4) 本体に挿入して使用する補助記憶装置のデータを含みます。

#### ④ 用語の定義…契約概要

主な用語の定義は以下となります。詳しくは、当社ウェブサイトのウェブ約款をご確認ください。

用語	定義
故障	偶然な外來の事故によらない電気的または機械的な事由により、対象端末が正常に動作しなくなることをいいます。
再取得費用	事故発生直前の状態の対象端末と同一の機種または同等の型、能力のものを再取得するのに要する金額をいいます。
修理費用	対象端末を事故発生直前の状態に復旧するために日本国内において修理または有償交換した際に被保険者が負担した修理費用をいい、修理に際し必要な調査、点検などの損害見積書に記載されている付属費用を含みます。
修理不能	対象端末に事故が生じ、日本国内において修理も有償交換もできなかつた場合をいいます。ただし、メーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となつた場合を除きます。
スマートフォン	一般的にスマートフォンとして販売されているものであつて、アプリケーションの追加により、音声通話のほか、ウェブブラウザによるウェブサイトの閲覧や、電子メールの送受信、文書ファイルの作成・閲覧、写真や音楽、動画の再生、内蔵カメラのある機種では写真や動画の撮影など、多機能な携帯電話をいいます。ただし、タブレット型端末、腕時計型端末、ウエアラブル型端末など、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。
破損または汚損	不測かつ突発的な事故(水漏れを除く)により対象端末が損傷または汚損することをいいます。
水濡れ	不測かつ突発的な事故により対象端末が水に濡れ、正常に動作しなくなることをいいます。
有償交換	対象端末の商品特性または他の保険契約などの定めに従い、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。

#### (2) 保険金をお支払いする主な場合…契約概要

対象端末に所定の事故が生じ、被保険者が修理費用または再取得費用などを負担した場合に、修理費用等保険金または盜難保険金をお支払いします。

⌚お申込みの補償プランによって、所定の事故は異なります。

#### (3) 保険金の支払額…契約概要 注意喚起情報

- ① 当社が修理費用に対し修理費用等保険金として支払う額は、以下により計算した額とします。

$$\boxed{\text{修理費用}} - \boxed{\text{免責金額(自己負担額)}} = \boxed{\text{修理費用等保険金}(*1)}$$

⌚お申込みのいずれの補償プランでも、「免責金額(自己負担額)：5,500円」になります。

(\*1) 1回の事故につき「保険金額」を限度とし、また修理費用等補償特約(破損・汚損)、修理費用等補償特約(水濡れ)、修理費用等補償特約(故障)、修理費用等補償特約(画面の破損・汚損のみ)および盜難補償特約の各保険金を合計した金額は「通算支払限度額」を限度とします。(各補償プランの保険金額および通算支払限度額は、1. 契約締結前におけるご確認事項の(6)引受条件など②参照)

⌚通算支払限度に達したとき、ご契約は失効となります。(3. 契約締結後におけるご注意事項の(5)ご契約が失効となる場合③参照)

- ② 当社が修理不能に対し修理費用等保険金として支払う額、または盗難に対し盗難保険金として支払う額は、以下により計算した額とします。

対象端末の購入費用	-	免責金額（自己負担額）	=	修理費用等保険金（* 2）
対象端末の購入費用	-	免責金額（自己負担額）	=	盗難保険金（* 2）

Ⓐ いずれの補償プランも補償割合は、保険金額の「100%」になります。具体的な限度額は保険契約申込画面または加入詳細画面などでご確認ください。

Ⓐ お申込みのいずれの補償プランでも、「免責金額（自己負担額）：5,500 円」になります。

Ⓐ 盗難の場合、警察署あてに盗難の被害の届出をし、受理されたことが条件となります。

Ⓐ 対象端末の購入費用が不明な場合には、再取得費用とします。

(\* 2) 1回の事故につき「保険金額」を限度とし、また修理費用等補償特約（破損・汚損）、修理費用等補償特約（水濡れ）、修理費用等補償特約（故障）、修理費用等補償特約（画面の破損・汚損のみ）および盗難補償特約の各保険金を合計した金額は「通算支払限度額」を限度とします。（各補償プランの保険金額および通算支払限度額は、1. 契約締結前におけるご確認事項の（6）引受条件など②参照）

Ⓐ 修理不能または盗難で保険金をお支払いしたときや通算支払限度に達したとき、ご契約は失効となります。（3. 契約締結後におけるご注意事項の（5）ご契約が失効となる場合②③参照）

#### (4) 保険金をお支払いできない主な場合…契約概要 注意喚起情報

この保険では次に掲げる事由によって生じた修理費用や再取得費用に対しては、保険金をお支払いしません。詳しくは、当社ウェブサイトのウェブ約款をご確認ください。

共通	① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（* 1）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（* 2） ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 核燃料物質（* 3）もしくは核燃料物質（* 3）によって汚染された物（* 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
破損・汚損 水濡れ 故障 画面の破損・汚損のみ	⑨ 対象端末（対象端末の電池パックやバッテリーを含みます。）の自然の消耗もしくは劣化もしくは対象端末の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれまたは自然発熱の損害その他類似の事由 ⑩ 対象端末の欠陥 ⑪ 対象端末に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣 ⑫ 購入から1年以内のメーカーまたは販売店の瑕疵による故障等 ⑬ 台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象 ⑭ 日本国外で生じた損害
盗難	⑮ 保険契約者または被保険者の親族、使用人、同居人が自ら行いまたは加担した盗難 ⑯ 盗難発生後60日以内に盗難の事実を発見することができなかつた盗難 ⑰ 置き忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害

破損・汚損 画面の破損・汚損のみ	⑯ 対象端末の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の破損または汚損であって、対象端末ごとに、その対象端末が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
---------------------	---

- ( \* 1 ) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ( \* 2 ) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平隱が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ( \* 3 ) 使用済燃料を含みます。
- ( \* 4 ) 原子核分裂生成物を含みます。

#### ( 5 ) 保険期間および保険責任…契約概要

この保険の保険期間は1年間です。保険期間の開始日に始まり、保険期間の満了日（終了日）に終わります。

⌚ 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

保険開始日	申込日の翌日午前 0 時 00 分
保険満了日（終了日）	保険期間の最終日の 23 時 59 分

#### ( 6 ) 引受条件など…契約概要

- ① 対象端末：被保険者が所有または使用し、正常に全機能が動作するスマートフォン
  - ⌚ ( 1 ) ③対象端末および ( 1 ) ④用語の定義「スマートフォン」をご参照ください。
  - ⌚ 個人が日常生活で使用するスマートフォンとし、会社などから貸与された業務に使用するものを除きます。
- ② 保険金額など：同一保険期間中につき、次のとおりとなります。

	1 事故あたりの 免責金額	保険金額 (破損・汚損)	保険金額 (水濡れ)	保険金額 (故障)	保険金額 (盗難)	通算 支払限度額
安心プラン	5,500 円	10 万円	20 万円	10 万円	10 万円	20 万円
基本プラン	5,500 円	10 万円	10 万円	5 万円	-	10 万円
お手軽プラン	5,500 円	10 万円	1 万円	-	-	10 万円

⌚ いずれの補償プランも補償割合は、保険金額の「100%」になります。具体的な限度額は保険契約申込画面または加入詳細画面などでご確認ください。

⌚ 修理不能または盗難で保険金をお支払いしたときや通算支払限度に達したとき、ご契約は失効となります。（3. 契約締結後におけるご注意事項の（5）ご契約が失効となる場合②③参照）

⌚ お支払いする額の計算方法は（3）保険金の支払額をご参照ください。

#### ( 7 ) 保険契約者・被保険者について…契約概要

保険契約者・被保険者本人は同一の方とし、申込みの日において PayPay アカウントに登録している日本国内在住の満 18 歳以上の個人の方に限ります。

#### ( 8 ) 保険料の決定の仕組みと払込方法など

##### ① 保険料の決定の仕組み…契約概要

保険料は、補償プランにより決定します。お客さまが実際に契約する保険料については、PayPay ほけんアプリ上の保険契約申込画面の保険料欄でご確認ください。なお、継続契約の保険料は、継続前に当社よりご案内いたします。

##### ② 保険料の払込方法…契約概要 注意喚起情報

PayPay ほけんアプリ上の保険契約申込画面に記載の払込方法とします。

⌚ この保険は、当社が定める電子決済サービス（「PayPay クレジット」、「PayPay 残高」または「PayPay ポイント」）による月払のみとなります。

##### ③ 保険料の払込猶予期間などの取扱い…契約概要 注意喚起情報

ご契約後、PayPay ほけんアプリ>履歴・請求>加入詳細ページに表示する払込期日以後、次回払込期日の前日までが保険料払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、払込期日以後に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。また保険契約は解除となります。

例：保険開始日 1月 1日のご契約で、5月 1日払込期日保険料のお支払いがない場合

当該保険料の払込猶予期間は 5月 31 日までとなります。保険料の払込がなかった場合、5月 1日以降に発生した事故による損害に対して保険金をお支払いしません。

👉 決済エラーにより保険料決済ができなかつた場合、電子メールでご案内します。

■決済エラーの原因例：PayPay 残高、PayPay ポイント不足/PayPay 残高からのお引き落とし上限の超過/PayPay アカウント停止/PayPay クレジット上限/など

再度保険料の請求を行いますので、PayPay アプリをご確認いただき、上記の「決済エラーの原因例」に該当する場合には、電子メール記載の期日までにご対応のほどお願ひいたします。

#### (9) 満期返れい金・契約者配当金…契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 2 契約締結時におけるご注意事項

##### (1) クーリング・オフ…注意喚起情報

この商品は、ご契約のお申込みの後に申込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）を行うことはできません。

##### (2) 告知義務…注意喚起情報

被保険者は、チューリッヒ少額短期保険株式会社が申込画面などにおいて質問した告知事項に対し、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかつたり、事実と異なる告知をされた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。お申込みに際して、いま一度お確かめください。

主な告知事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象端末の IMEI 番号</li><li>・対象端末の状態（外装上の破損の有無、正常な動作）</li><li>・他の費用保険契約の有無</li></ul>
--------	---

👉 PayPay ほけんアプリ上の保険契約申込画面（告知事項）に★☆がある欄が告知事項になります。

##### (3) 補償の重複…注意喚起情報

次表の補償などのご契約にあたり、補償内容が同様の他の保険契約（当社以外の保険契約・共済契約を含みます。）がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事由について、どちらの保険契約からでも補償されますが、実際の治療費用を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。また、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

👉 対象となる支払事由について他の保険契約が重複する場合、他の保険契約から先行して支払いがされても、当社に他の保険会社などから求償されると、同一保険期間中の支払限度額および通算支払限度額は求償された分だけ低減します。

<補償が重複する可能性がある例>

	スマホ保険の補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	修理費用等保険金	スマホ保険の修理費用保険金・修理不能保険金
②	盗難保険金	スマホ保険の盗難保険金

#### (1) ご契約後にご連絡いただく事項・通知義務…**注意喚起情報**

- ① ご契約後、次の事項が発生した場合には、遅滞なく PayPay ほけんアプリ>履歴・請求>加入詳細ページにて変更のお手続きをお願いします。
- (ア) 保険契約者の住所または通知先（電話番号または電子メールアドレス）を変更した場合
- (イ) 対象端末であるスマートフォンを変更した場合
- (ウ) その他加入詳細ページ・契約詳細に表示された事項に変更があった場合
- ② ご契約の際の告知事項（2（2）参照）に誤りがある場合は、当社に通知していただく義務（通知義務）があります。この訂正の通知がない場合、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 👉 PayPay ほけんアプリ>履歴・請求>加入詳細ページに★がある欄が通知事項になります。

#### (2) ご契約内容の変更…**注意喚起情報**

ご契約後、保険期間の途中で補償プランの変更はできません。

#### (3) ご契約が無効となる場合…**注意喚起情報**

保険契約の締結が以下のいずれかに該当する場合は、保険契約は無効となります。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した保険契約の場合
- ② 保険契約者が第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約の場合

#### (4) ご契約が重大事由により解除となる場合…**注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など
- ③ 保険契約者、被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合  
またこの場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

#### (5) ご契約が失効となる場合…**契約概要 注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約は失効となります。

- ① ご保険契約締結の後、被保険者が死亡したとき
- ② ご保険契約締結の後、修理不能または盗難で保険金をお支払いしたとき
- ③ 保険期間を通算して、保険金をお支払いした合計額が通算支払限度額に達したとき

#### (6) 解約・失効返れい金…**契約概要 注意喚起情報**

ご契約を解約される場合やご契約が失効となる場合（被保険者が死亡したとき）は、速やかに以下からお手続きをお申し出ください。

- ① 解約：PayPay ほけんアプリ>履歴・請求>加入詳細ページ>「解約する」ボタン
- ② 失効：保険会社にお問合せください

以下に該当する日で終了します。なお、返れい金が発生する場合は、未経過期間に対し月単位（月割）で計算した保険料を所定の手続きで返還します。（既経過期間の月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。）

- ① 解約日：解約のお手続きをいただいた日
- ② 失効日：失効となる事実が発生した日

### (1) 代理店の役割…注意喚起情報

当社代理店は、保険契約締結の媒介のみを行います（契約締結権および告知受領権は有しません。）。

### (2) 保険料領収書

この保険においては保険料の領収書は原則として発行しておりません。保険料のお支払いがわかる書面が必要な場合はPayPay ほけんアプリ>履歴・請求>加入詳細ページから表示いただける「契約詳細」が領収書を兼ねておりますのでご利用ください。

※この保険は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

### (3) 保険証券…注意喚起情報

この保険において当社はご契約締結後に保険証券は発行せず、PayPay ほけんアプリ>履歴・請求>加入詳細ページにご契約内容を表示します。加入詳細ページより、「契約詳細」を表示いただけます。

### (4) 継続について…契約概要 注意喚起情報

この保険契約においては、すべてのご契約に自動継続が適用されます（＊1）。保険契約の継続を希望されない場合は、保険期間満了日の1か月前までにお送りする「継続のご案内」（＊2）にしたがって、満了日の前々日までに継続を行なわない旨のお手続きを行ってください。

継続契約の保険料の支払期日は、継続の保険契約の保険期間開始日とします。当社は保険料決済に問題がないことを確認し、確認が取れた時点で保険料が支払われたものとみなします。

（＊1）自動継続できない場合や、商品改定などにより保険料、補償内容などが変更となる場合があります。その際は別途お知らせします。

（＊2）ご案内する内容にしたがってご継続時に補償プランを変更する場合、保険料が変更となります。

#### <自動継続できない場合の例>

- ① 継続後の保険契約における保険の対象の情報が当会社の定める範囲を超える場合
- ② 継続後の保険契約の開始日において、当会社がこの普通保険約款に基づく保険契約の引受け方法の変更を行ったなどの事情により、継続前と同一の内容で引受けができない場合
- ③ 継続後の保険契約の開始日において、当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合
- ④ 当社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
- ⑤ 当社が、保険契約者または被保険者にかかる損害の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性などを考慮して、継続しないこととした場合
- ⑥ その他特別の事情により保険契約を維持することが適切でないと認める場合 など

### (5) 少額短期保険業者破綻時の取扱い…注意喚起情報

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転などの補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助などの措置の適用はありません。

### (6) 少額短期保険業者が引受可能な保険契約について…注意喚起情報

当社は、保険業法に規定する少額短期保険業者として次の①から③までのすべてに該当する保険の引受けを行っています。

① 保険期間は1年以内

② 1被保険者についての保険金額の合計額が法令に定める金額以下

この保険においては、修理費用等保険金（破損・汚損）、修理費用等保険金（水濡れ）、修理費用等保険金（故障）、修理費用等保険金（画面の破損・汚損のみ）および盗難保険金の合計額：1,000万円以下

③ 1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下

## (7) その他法令などでご注意いただきたい事項について…契約概要 注意喚起情報

- ① 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当社の定めるところにより保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ② 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生などにより、当社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
- ③ 当社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険料の増額または保険金額の減額を行なうことがあります。
- ④ この保険が不採算となり、継続契約の引受けが困難になった場合には、当社は、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

## (8) お客さま情報の取扱いについて…注意喚起情報

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報を取得します。なお、インターネットやお電話を通じてご申告いただいた内容については、記録・保存を行っています。また、お電話で聴取した通話については録音することができます。

### ① 個人情報の利用目的

当社では、より良い商品やサービスをご提供するために、次の目的で利用いたします。

- ・当社の保険の募集、お見積り、お引受け、ご継続および保険金・給付金のお支払い
- ・当社の保険契約の保全管理およびこれに関連・付随する業務
- ・当社およびグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供
- ・アンケートの実施や市場調査および保険商品・サービスの開発・研究
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務の適切な遂行
- ・キャンペーンなどに付随する景品発送
- ・その他保険に関連・付随する業務（※1・※2）

（※1）お客さまのウェブサイトの閲覧履歴や加入履歴の情報などを分析して、 お客さまへ最適な情報提供、広告配信などをすることを含みます。

（※2）当社以外の第三者から取得したお客さまの閲覧履歴などの情報を当社が既に有しているお客さまの個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客さまからあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。

### ② 個人情報の第三者への提供

当社では、次の場合を除き、ご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ・当社グループ会社との間で共同利用する場合
- ・少額短期保険会社間などで共同利用する場合

#### 【センシティブ情報について】

保健医療などの機微（センシティブ）情報の取得、利用、および第三者提供は、保険業法施行規則に従い、適切な業務運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

#### 【契約などの情報交換について】

本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社などの間で、登録または交換を実施することがあります。

## 【再保険について】

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、チューリッヒ少額短期保険株式会社のウェブサイト（<https://www.zurichssi.co.jp/privacy/>）をご覧ください。

## （9）事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期などについて

### ① 事故が発生した場合について

この保険で補償される事故が発生した場合は、PayPay ほけんアプリ>履歴・請求>加入詳細ページ>「保険金請求」ボタンより遅滞なく当社にご通知ください。保険金請求のご案内をいたします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### ② 保険金請求ができる方

保険金請求は被保険者が行えます。

### ③ 保険金の請求に必要な書類などについて

保険金のご請求にあたっては事故の種類や内容に応じ、当社が求めるものをご提出ください。

### ④ 保険金のお支払時期について

当社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日からその日を含めて原則として 30 日以内に保険金をお支払います。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ・警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ・専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合 など

## «指定紛争解決機関»注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目 12 番 8 号 HF 八丁堀ビルディング 2 階

TEL.0120-82-1144 FAX.03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、 13：00～17：00 受付日：月曜～金曜（祝日および年末年始休業期間を除く）

## «ご契約内容に関するよくある質問・お問い合わせ»

PayPay ほけんヘルプ>スマホ保険

<https://www.paypay-insurance.co.jp/faq/app/smartphone/>

※チューリッヒ少額短期保険株式会社へのお問い合わせは上記リンク内にあるお問い合わせフォームよりご連絡ください。

## «事故発生時のご連絡先»

PayPay ほけんアプリ>履歴・請求>加入詳細ページ>「保険金請求」ボタンより連絡ください（24 時間・365 日受付）

## 申込み内容チェックシート（意向確認書）

この意向確認書はお申込みいただく商品がお客様のご意向（ニーズ）に合致した商品であることを確認いただくためのものです。下記内容を十分にご確認いただき、ご意向（ニーズ）に合致しておりますなら、お申込みくださいますよう、お願い申しあげます。なお、お申込みいただいた場合は、本書がお客様のご意向の記録となります。

保険種類	・本商品は費用保険（スマホ特約）です。
主な補償内容	・対象端末が不測かつ突発的な事故による所定の事由（破損・汚損など）により、被保険者が負担した修理費用または再取得費用を保険金としてお支払いする保険です。
補償されない主な内容	・重要事項説明書 1. 契約締結前におけるご確認事項（4）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。
対象端末	・重要事項説明書 1. 契約締結前におけるご確認事項（1）商品の名称、仕組み③対象端末をご確認ください。
保険期間	・1年間（以後1年ごとの自動継続）です。
本書面作成責任者	・チユーリッヒ少額短期保険株式会社

SOS-2568(1)